

別表第3（第4条関係）

キャリアパス要件

1 キャリアパス要件

次の（１）及び（２）のいずれにも適合すること又は「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（令和7年4月11日付こ成保296、7文科初第250号こども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長通知。以下「国処遇改善等加算通知」という。）に基づく処遇改善等加算区分3を受けていること。

（１）次に掲げる要件の全てに適合すること。

ア 施設・事業所職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件（施設・事業所職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

イ アに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）を定めていること。

ウ ア及びイの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての職員（非常勤職員及び法人の役員等を兼務している職員を含む。）に周知していること。

（２）次に掲げる要件の全てに適合すること。

ア 施設・事業所職員の職務内容等を踏まえ、施設・事業所職員と意見を交換しながら、資質向上の目標並びに次の（ア）及び（イ）に掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修（通常業務中に行う研修を除く。以下同じ。）の実施又は研修の機会を確保していること。

（ア）資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、そのフィードバックを行うこと。

（イ）幼稚園教諭免許状・保育士資格等を取得しようとする者がいる場合は、資格取得のための支援（例えば、研修受講のための勤務シフトの調整や休暇の付与、交通費、受講料等の費用負担の援助等）を実施すること。

イ アについて、全ての施設・事業所職員に周知していること。

2 キャリアパス要件届出書（別表第3様式）の提出

（１）要綱第3条第1項第1号及び第2号に該当する施設・事業

国処遇改善等加算通知に基づき、区長が別に定める期日までに、キャリアパス要件届出書を区長に提出していること又は処遇改善等加算区分3を受けていること。

（２）要綱第3条第1項第3号から第6号までに該当する施設・事業

キャリアパス要件届出書を、この補助金の交付申請時に申請書類とあわせて、区長に提出すること。

なお、上記1の内容を満たし、キャリアパス要件届出書を区長に提出していることをもって、要件に適合したものとする。また、設置者が過年度にキャリアパス要件届出書を提出している場合において、その内容に変更がないときは、その提出を省略することができる。